

JFE 扇島火力発電所更新計画
環境影響評価方法書についての
意見の概要と事業者の見解

平成 27 年 5 月

JFE スチール株式会社

目 次

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦覧場所	1
(4) 縦覧期間	3
(5) 縦覧者数	3
2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催	3
3. 環境影響評価方法書についての意見の把握	4
(1) 意見書の提出期間	4
(2) 意見書の提出方法	4
(3) 意見書の提出状況	4
第2章 環境影響評価方法書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要と これに対する事業者の見解	11

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第7条の規定に基づき、当社は、環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境影響評価方法書（以下、「方法書」という。）を作成した旨及びその他事項を公告し、方法書及び要約書を公告の日から起算して1月間の縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表した。

(1) 公告の日

平成27年3月10日（火）

(2) 公告の方法

①日刊新聞による公告

平成27年3月10日（火）付けで、以下の日刊新聞紙に「公告」を掲載した。

（別紙1参照）

- ・朝日新聞（朝刊29面、神奈川県版、朝刊27面、都内南部版）
- ・読売新聞（朝刊33面、神奈川県版、朝刊34面、都内版）
- ・毎日新聞（朝刊27面、神奈川県版、朝刊27面、都内版）
- ・日本経済新聞（朝刊35面、神奈川県版、朝刊35面、都内版）
- ・東京新聞（朝刊27面、都内版）
- ・神奈川新聞（朝刊26面、全県版）

②上記の公告に加え以下の「お知らせ」を実施した。

（別紙2参照）

- ・当社ホームページに平成27年3月10日（火）から掲載

<http://www.jfe-steel.co.jp/works/east/keihin/env-powerplant.html>

(3) 縦覧場所

関係地域の自治体庁舎42ヶ所、当社施設1ヶ所の計43ヶ所にて縦覧を実施した。また、当社ホームページにおいてインターネットの利用により公表した。

①自治体庁舎

- ・神奈川県環境農政局環境部環境計画課（横浜市中区日本大通1）
- ・神奈川県かながわ県民センター（横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2）
- ・神奈川県川崎県民センター（川崎市幸区堀川町580）
- ・神奈川県横須賀三浦地域県政総合センター（神奈川県横須賀市日の出町2-9-19）
- ・神奈川県県央地域県政総合センター（神奈川県厚木市水引2-3-1）
- ・神奈川県湘南地域県政総合センター（神奈川県平塚市西八幡1-3-1）
- ・神奈川県県西地域県政総合センター（神奈川県小田原市荻窪350-1）
- ・川崎市環境局環境評価室（川崎市川崎区宮本町1）
- ・川崎市川崎区役所（川崎市川崎区東田町8）

- ・川崎市川崎区役所大師支所（川崎市川崎区東門前 2-1-1）
- ・川崎市川崎区役所田島支所（川崎市川崎区鋼管通 2-3-7）
- ・川崎市幸区役所（川崎市幸区戸手本町 1-11-1）
- ・川崎市幸区役所日吉出張所（川崎市幸区南加瀬 1-7-17）
- ・川崎市中原区役所（川崎市中原区小杉町 3-245）
- ・横浜市環境創造局政策調整部環境影響評価課（横浜市中区真砂町 2-22）
- ・横浜市鶴見区役所（横浜市鶴見区鶴見中央 3-20-1）
- ・横浜市神奈川区役所（横浜市神奈川区広台太田町 3-8）
- ・横浜市西区役所（横浜市西区中央 1-5-10）
- ・横浜市中区役所（横浜市中区日本大通 35）
- ・横浜市南区役所（横浜市南区花之木町 3-48-1）
- ・横浜市港北区役所（横浜市港北区大豆戸町 26-1）
- ・東京都環境局都市地球環境部環境都市づくり課
（東京都新宿区西新宿 2-8-1 第2本庁舎 16階）
- ・東京都環境局多摩環境事務所（東京都立川市錦町 4-6-3）
- ・大田区環境清掃部環境保全課（大田区蒲田 5-13-14）
- ・大田区大森東特別出張所（大田区大森南 4-9-1）
- ・大田区大森西特別出張所（大田区大森西 2-3-3）
- ・大田区入新井特別出張所（大田区大森北 1-10-14）
- ・大田区馬込特別出張所（大田区中馬込 3-25-5）
- ・大田区池上特別出張所（大田区池上 1-29-6）
- ・大田区新井宿特別出張所（大田区中央 1-21-6）
- ・大田区嶺町特別出張所（大田区田園調布本町 7-1）
- ・大田区田園調布特別出張所（大田区田園調布 2-20-1）
- ・大田区鶯の木特別出張所（大田区南久が原 2-30-5）
- ・大田区久が原特別出張所（大田区久が原 4-12-10）
- ・大田区雪谷特別出張所（大田区東雪谷 3-6-2）
- ・大田区千束特別出張所（大田区南千束 2-16-19）
- ・大田区六郷特別出張所（大田区仲六郷 2-42-2）
- ・大田区矢口特別出張所（大田区矢口 2-21-14）
- ・大田区蒲田東特別出張所（大田区蒲田本町 2-1-1）
- ・大田区蒲田西特別出張所（大田区西蒲田 7-12-7）
- ・大田区糞谷特別出張所（大田区西糞谷 2-14-13）
- ・大田区羽田特別出張所（大田区羽田 1-16-14）

②当社施設

- ・JFEスチール株式会社東日本製鉄所（京浜地区）
（川崎市川崎区南渡田町 1-1 京浜ビル 1F）

③インターネットの利用による公表

- ・当社ホームページ上における下記のウェブサイトで方法書及び要約書を公表した。

<http://www.jfe-steel.co.jp/works/east/keihin/env-powerplant.html>

(別紙 2 参照)

(4) 縦覧期間

縦覧期間は、平成 27 年 3 月 10 日 (火) から平成 27 年 4 月 9 日 (木) (土曜日・日曜日・祝日を除く)、縦覧時間は、午前 9 時から午後 5 時までとした (自治体の縦覧場所は、開庁日時による)。
[閲覧は、4 月 23 日 (木) まで実施]

なお、インターネットの利用による公表については、平成 27 年 3 月 10 日 (火) から平成 27 年 4 月 23 日 (木) まで閲覧可能とした。

(5) 縦覧者数

①縦覧者確認簿記載者数 33 名

(内訳)

- ・神奈川県施設 6 名
- ・川崎市施設 19 名
- ・横浜市施設 0 名
- ・東京都施設 5 名
- ・大田区施設 3 名
- ・JFEスチール株式会社東日本製鉄所 0 名

②方法書及び要約書を公表したウェブサイトへのアクセス数：756 回

2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第 7 条の 2 の規定に基づき、方法書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

説明会の開催の公告は、方法書の縦覧等に関する公告と同時に行った。

開催日時	開催場所	来場者数
平成 27 年 3 月 20 日 (金) 19 時から 21 時まで	大森スポーツセンター	13 名
平成 27 年 3 月 24 日 (火) 19 時から 21 時まで	サンピアンかわさき (川崎市立労働会館)	18 名
平成 27 年 3 月 25 日 (水) 19 時から 21 時まで	横浜市鶴見公会堂	16 名
平成 27 年 3 月 28 日 (土) 14 時 30 分から 16 時 30 分まで	サンピアンかわさき (川崎市立労働会館)	11 名

3. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第8条の規定に基づき、環境の保全の見地からの意見を有する者の意見書の提出を受け付けた。

(1) 意見書の提出期間

平成27年3月10日(火)から平成27年4月23日(木)(縦覧期間及びその後2週間)まで受け付けた。なお、郵送受付は当日必着とした。

(2) 意見書の提出方法

縦覧場所に備え付けの意見用紙(別紙3参照)などにより、次の方法で意見を受け付けた。

①当社への郵送による書面の提出(縦覧期間及びその後2週間)

(3) 意見書の提出状況

提出された意見書の総数は1名1通(意見の総数:7件)であった。

日刊新聞紙に掲載した公告内容
(朝日新聞、読売新聞、毎日新聞、日本経済新聞、東京新聞、神奈川新聞)

平成 27 年 3 月 10 日 (火) 掲載

お知らせ

環境影響評価法に基づき、「JRE福島火力発電所更新計画 環境影響評価書(以下、「方法書」といふ)」の作成及び説明会の開催について、次のとおり公告いたします。

平成二十七年三月十日

JREエネルギー株式会社
代表取締役社長 林田英樹

【事業者の名称、代表者の氏名及び住所】事業者名「JREエネルギー株式会社」代表者「林田英樹」住所「東京都千代田区内幸町二丁目一丁目」

【対象事業の名称、環境影響評価書(以下、「方法書」といふ)」の作成及び説明会の開催場所】対象事業名「JRE福島火力発電所更新計画」環境影響評価書(以下、「方法書」といふ)」の作成及び説明会の開催場所「山梨県・山梨県庁第一本庁舎(山梨県山梨市山梨町二丁目一丁目)」

【対象事業が実施されるべき区域】山梨県山梨市山梨町二丁目一丁目

【環境影響評価書の作成に必要とする事項】

一、環境影響評価書の作成に必要とする事項

一、環境影響評価書の作成に必要とする事項

二、環境影響評価書の作成に必要とする事項

三、環境影響評価書の作成に必要とする事項

四、環境影響評価書の作成に必要とする事項

五、環境影響評価書の作成に必要とする事項

六、環境影響評価書の作成に必要とする事項

七、環境影響評価書の作成に必要とする事項

八、環境影響評価書の作成に必要とする事項

九、環境影響評価書の作成に必要とする事項

十、環境影響評価書の作成に必要とする事項

十一、環境影響評価書の作成に必要とする事項

十二、環境影響評価書の作成に必要とする事項

十三、環境影響評価書の作成に必要とする事項

十四、環境影響評価書の作成に必要とする事項

十五、環境影響評価書の作成に必要とする事項

十六、環境影響評価書の作成に必要とする事項

十七、環境影響評価書の作成に必要とする事項

十八、環境影響評価書の作成に必要とする事項

十九、環境影響評価書の作成に必要とする事項

二十、環境影響評価書の作成に必要とする事項

二十一、環境影響評価書の作成に必要とする事項

二十二、環境影響評価書の作成に必要とする事項

二十三、環境影響評価書の作成に必要とする事項

二十四、環境影響評価書の作成に必要とする事項

二十五、環境影響評価書の作成に必要とする事項

二十六、環境影響評価書の作成に必要とする事項

二十七、環境影響評価書の作成に必要とする事項

二十八、環境影響評価書の作成に必要とする事項

二十九、環境影響評価書の作成に必要とする事項

三十、環境影響評価書の作成に必要とする事項

三十一、環境影響評価書の作成に必要とする事項

三十二、環境影響評価書の作成に必要とする事項

三十三、環境影響評価書の作成に必要とする事項

三十四、環境影響評価書の作成に必要とする事項

三十五、環境影響評価書の作成に必要とする事項

三十六、環境影響評価書の作成に必要とする事項

三十七、環境影響評価書の作成に必要とする事項

三十八、環境影響評価書の作成に必要とする事項

三十九、環境影響評価書の作成に必要とする事項

四十、環境影響評価書の作成に必要とする事項

四十一、環境影響評価書の作成に必要とする事項

四十二、環境影響評価書の作成に必要とする事項

四十三、環境影響評価書の作成に必要とする事項

四十四、環境影響評価書の作成に必要とする事項

四十五、環境影響評価書の作成に必要とする事項

四十六、環境影響評価書の作成に必要とする事項

四十七、環境影響評価書の作成に必要とする事項

四十八、環境影響評価書の作成に必要とする事項

四十九、環境影響評価書の作成に必要とする事項

五十、環境影響評価書の作成に必要とする事項

五十一、環境影響評価書の作成に必要とする事項

五十二、環境影響評価書の作成に必要とする事項

五十三、環境影響評価書の作成に必要とする事項

五十四、環境影響評価書の作成に必要とする事項

五十五、環境影響評価書の作成に必要とする事項

五十六、環境影響評価書の作成に必要とする事項

五十七、環境影響評価書の作成に必要とする事項

五十八、環境影響評価書の作成に必要とする事項

五十九、環境影響評価書の作成に必要とする事項

六十、環境影響評価書の作成に必要とする事項

六十一、環境影響評価書の作成に必要とする事項

六十二、環境影響評価書の作成に必要とする事項

六十三、環境影響評価書の作成に必要とする事項

六十四、環境影響評価書の作成に必要とする事項

六十五、環境影響評価書の作成に必要とする事項

六十六、環境影響評価書の作成に必要とする事項

六十七、環境影響評価書の作成に必要とする事項

六十八、環境影響評価書の作成に必要とする事項

六十九、環境影響評価書の作成に必要とする事項

七十、環境影響評価書の作成に必要とする事項

七十一、環境影響評価書の作成に必要とする事項

七十二、環境影響評価書の作成に必要とする事項

七十三、環境影響評価書の作成に必要とする事項

七十四、環境影響評価書の作成に必要とする事項

七十五、環境影響評価書の作成に必要とする事項

七十六、環境影響評価書の作成に必要とする事項

七十七、環境影響評価書の作成に必要とする事項

七十八、環境影響評価書の作成に必要とする事項

七十九、環境影響評価書の作成に必要とする事項

八十、環境影響評価書の作成に必要とする事項

八十一、環境影響評価書の作成に必要とする事項

八十二、環境影響評価書の作成に必要とする事項

八十三、環境影響評価書の作成に必要とする事項

八十四、環境影響評価書の作成に必要とする事項

八十五、環境影響評価書の作成に必要とする事項

八十六、環境影響評価書の作成に必要とする事項

八十七、環境影響評価書の作成に必要とする事項

八十八、環境影響評価書の作成に必要とする事項

八十九、環境影響評価書の作成に必要とする事項

九十、環境影響評価書の作成に必要とする事項

九十一、環境影響評価書の作成に必要とする事項

九十二、環境影響評価書の作成に必要とする事項

九十三、環境影響評価書の作成に必要とする事項

九十四、環境影響評価書の作成に必要とする事項

九十五、環境影響評価書の作成に必要とする事項

九十六、環境影響評価書の作成に必要とする事項

九十七、環境影響評価書の作成に必要とする事項

九十八、環境影響評価書の作成に必要とする事項

九十九、環境影響評価書の作成に必要とする事項

百、環境影響評価書の作成に必要とする事項

【環境影響評価書の提出】方法書について、環境影響評価書の提出は、お持ちの方は、書面により提出することとなります。提出の際は、環境影響評価書の提出に必要とする事項を、また、当該ホームページに掲載の用紙をご利用下さい。

【環境影響評価書の提出及び提出書の提出】

一、提出期間/平成二十七年四月二十三日(水)必着

二、提出先/下記へ郵送(郵便番号210-0868) 山梨県山梨市山梨町二丁目一丁目 JREエネルギー株式会社 東日本製鉄所(京浜地区) 環境影響評価書係

三、提出書の提出に必要な事項

①氏名及び住所(個人その他の団体の場合は、その名称、代表者の氏名及び住所を事務所の所在地)

②環境影響評価書の提出の目的である方法書の名称(「JRE福島火力発電所更新計画 環境影響評価書」と記載して下さい)

③方法書についての環境影響評価書の提出の目的(日本国により、書面の提出を求められておられること、)

④、環境影響評価書の提出に必要とする事項は、本件についてのみ使用し、それ以外の目的には使用いたしません。

【環境影響評価書の提出方法】

一、三月二十日(金) 十九時〇〇分～二十時〇〇分/大崎ス
ポーツセンター(大崎区大崎町二丁目一丁目)

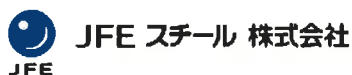
二、三月二十四日(火) 十九時〇〇分～二十時〇〇分/サンビ
アンかわさき(川崎市立労働会館) (川崎市川崎区富士見
二丁目一丁目)

三、三月二十五日(水) 十九時〇〇分～二十時〇〇分/横浜市
総合公営住宅(横浜市中区磯子区磯子二丁目一丁目) ツーガー 六・
七階

四、三月二十八日(土) 十四時三十分～十六時三十分/サンビ
アンかわさき(川崎市立労働会館) (川崎市川崎区富士見二
丁目一丁目)

【お問い合わせ先】JREエネルギー株式会社 東日本製鉄所(京浜
地区) 環境影響評価書係 電話〇四四一三二二一、二一九六(ただし、
平成二十七年三月十日(水)から平成二十七年四月二十日(水)まで)

当社ホームページに掲載したお知らせの内容



JFE スチール 株式会社

検索



環境への取り組み

平成27年3月10日
JFEスチール株式会社

**「JFE扇島火力発電所更新計画 環境影響評価方法書」の
送付および縦覧開始について**

当社は、平成27年3月10日、環境影響評価法に基づき、「JFE扇島火力発電所更新計画 環境影響評価方法書」を経済産業大臣に届出するとともに、神奈川県知事、川崎市長、横浜市長、東京都知事、大田区長へ送付いたしました。

また、環境影響評価法に基づき、平成27年3月10日(火)より、本方法書の縦覧を以下のとおり行います。

■発電所の計画概要

名称 : JFE扇島火力発電所更新計画
種類 : 既設1号機を汽力から、ガスタービン及び汽力(コンバインドサイクル発電方式)へ更新
規模 : 25万kW級
燃料 : 副生ガス(高炉ガス、コークス炉ガス及び転炉ガス)、都市ガス
所在地 : 神奈川県川崎市川崎区扇島1番地1
(JFEスチール株式会社 東日本製鉄所(京浜地区)敷地内)
運転開始時期 : 平成31年10月(予定)

**■環境影響評価方法書の縦覧について
縦覧場所**

縦覧場所	所在地
神奈川県環境農政局環境部環境計画課	横浜市中区日本大通1
神奈川県かながわ県民センター	横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2
神奈川県川崎県民センター	川崎市幸区堀川町580
神奈川県横須賀三浦地域県政総合センター	神奈川県横須賀市日の出町2-9-19
神奈川県県央地域県政総合センター	神奈川県厚木市水引2-3-1
神奈川県湘南地域県政総合センター	神奈川県平塚市西八幡1-3-1
神奈川県県西地域県政総合センター	神奈川県小田原市菟窪350-1
川崎市環境局環境評価室	川崎市川崎区宮本町1
川崎市川崎区役所	川崎市川崎区東田町8
川崎市川崎区役所大師支所	川崎市川崎区東門前2-1-1
川崎市川崎区役所田島支所	川崎市川崎区鋼管通2-3-7
川崎市幸区役所	川崎市幸区戸手本町1-11-1
川崎市幸区役所日吉出張所	川崎市幸区南加瀬1-7-17

川崎市中原区役所	川崎市中原区小杉町3-245
横浜市環境創造局政策調整部 環境影響評価課	横浜市中区真砂町2-22
横浜市鶴見区役所	横浜市鶴見区鶴見中央3-20-1
横浜市神奈川区役所	横浜市神奈川区広台太田町3-8
横浜市西区役所	横浜市西区中央1-5-10
横浜市中区役所	横浜市中区日本大通35
横浜市南区役所	横浜市南区花之木町3-48-1
横浜市港北区役所	横浜市港北区大豆戸町26-1
東京都環境局都市地球環境部 環境都市づくり課	東京都新宿区西新宿2-8-1 第2本庁舎16階
東京都環境局多摩環境事務所	東京都立川市錦町4-6-3
大田区環境清掃部環境保全課	大田区蒲田5-13-14
大田区大森東特別出張所	大田区大森南4-9-1
大田区大森西特別出張所	大田区大森西2-3-3
大田区入新井特別出張所	大田区大森北1-10-14
大田区馬込特別出張所	大田区中馬込3-25-5
大田区池上特別出張所	大田区池上1-29-6
大田区新井宿特別出張所	大田区中央1-21-6
大田区横町特別出張所	大田区田園調布本町7-1
大田区田園調布特別出張所	大田区田園調布2-20-1
大田区鶴の木特別出張所	大田区南久が原2-30-5
大田区久が原特別出張所	大田区久が原4-12-10
大田区雪谷特別出張所	大田区東雪谷3-6-2
大田区千束特別出張所	大田区南千束2-16-19
大田区六郷特別出張所	大田区中六郷2-42-2
大田区矢口特別出張所	大田区矢口2-21-14
大田区蒲田東特別出張所	大田区蒲田本町2-1-1
大田区蒲田西特別出張所	大田区西蒲田7-12-7
大田区糞谷特別出張所	大田区西糞谷2-14-13
大田区羽田特別出張所	大田区羽田1-16-14
JFEスチール株式会社 東日本製鉄所(京浜地区)	川崎市川崎区南渡田町1-1京浜ビル1F

縦覧期間

平成27年3月10日(火)～4月9日(木)まで

(縦覧場所および本HP上の図書は意見募集の提出期限の4月23日(木)まで閲覧できます。)

関係自治体庁舎については、閉庁日を除きます。

縦覧時間

午前9時～午後5時

ホームページでの公表

方法書及びその要約書は、当社ホームページにおいても平成27年3月10日(火)から平成27年4

月23日(木)までご覧頂けます。

下記リンクより、方法書及び要約書の閲覧ができます。(閲覧のみ可能、ダウンロード不可)

◇環境影響評価法にもとづく環境影響評価方法書のあらし

☞ 環境影響評価方法書のあらし(1.06MB)

◇環境影響評価法にもとづく環境影響評価方法書

- ☞ 環境影響評価方法書 表紙・目次(0.19MB)
- ☞ 環境影響評価方法書 第1章(0.39MB)
- ☞ 環境影響評価方法書 第2章(1.49MB)
- ☞ 環境影響評価方法書 第3章①(1.98MB)
- ☞ 環境影響評価方法書 第3章②(1.06MB)
- ☞ 環境影響評価方法書 第3章③(1.65MB)
- ☞ 環境影響評価方法書 第3章④(1.72MB)
- ☞ 環境影響評価方法書 第4章(1.62MB)
- ☞ 環境影響評価方法書 第5章(0.36MB)
- ☞ 環境影響評価方法書 第6章(1.72MB)
- ☞ 環境影響評価方法書 第7章(1.31MB)
- ☞ 環境影響評価方法書 第8章(0.47MB)

◇環境影響評価法にもとづく環境影響評価方法書 要約書

- ☞ 環境影響評価方法書 要約書 表紙・目次(0.16MB)
- ☞ 環境影響評価方法書 要約書 第1章(0.39MB)
- ☞ 環境影響評価方法書 要約書 第2章(1.48MB)
- ☞ 環境影響評価方法書 要約書 第3章(0.55MB)
- ☞ 環境影響評価方法書 要約書 第4章(1.61MB)
- ☞ 環境影響評価方法書 要約書 第5章(0.22MB)
- ☞ 環境影響評価方法書 要約書 第6章(1.72MB)
- ☞ 環境影響評価方法書 要約書 第7章(0.39MB)
- ☞ 環境影響評価方法書 要約書 第8章(0.47MB)

◇川崎市環境影響評価に関する条例にもとづく環境影響評価方法書

☞ 環境影響評価方法書 法対象条例環境影響評価方法書のあらし(1.18MB)

◇川崎市環境影響評価に関する条例にもとづく環境影響評価方法書

☞ 環境影響評価方法書 法対象条例環境影響評価方法書 表紙・目次(0.93MB)

※ 環境影響評価方法書 第1章～8章までは、
環境影響評価法にもとづく環境影響評価方法書と同じ

☞ 法対象条例環境影響評価方法書(0.93MB)

◇川崎市環境影響評価に関する条例にもとづく環境影響評価方法書 要約書

☞ 環境影響評価方法書 法対象条例環境影響評価方法書 要約書 表紙・目次(0.42MB)

※ 環境影響評価方法書 要約書 第1章～8章までは、
環境影響評価法にもとづく環境影響評価方法書と同じ

☞ 法対象条例環境影響評価方法書 要約書(0.93MB)

住民説明会の開催

- (1) 日時:3月20日(金)19:00～21:00 場所:大森スポーツセンター
- (2) 日時:3月24日(火)19:00～21:00 場所:サンピアンかわさき(川崎市立労働会館)
- (3) 日時:3月25日(水)19:00～21:00 場所:横浜市鶴見公会堂
- (4) 日時:3月28日(土)14:30～16:30 場所:サンピアンかわさき(川崎市立労働会館)

意見の提出

方法書について、環境の保全の見地からご意見をお持ちの方は、弊社宛に書面（添付の意見書用紙）にて意見書をお寄せください。

(1) 意見書の記載事項

- ・ 氏名及び住所（法人その他団体にあつては、その名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地）
- ・ 意見書の提出の対象である方法書の名称
- ・ 本方法書についての環境の保全の見地からの意見（日本語により、意見の理由を含めて記載してください）

(2) 意見書の提出期限

平成27年4月23日（木）まで〔必着〕

(3) 意見書の提出先

〒210-0868

神奈川県川崎市川崎区扇島1番地1

JFEスチール株式会社 東日本製鉄所（京浜地区）総務部総務室 宛

意見書用紙のダウンロード

意見書用紙の作成要領 ダウンロード

お問い合わせ先

JFEスチール株式会社 東日本製鉄所（京浜地区）総務部総務室

TEL:044-322-1119

（土曜日、日曜日、祝日を除く、午前9時から午後5時まで）

以上

 戻る

Copyright © 2007 - 2012 JFE Steel Corporation. All Rights Reserved.

意見書用紙

(No.)	
「JFE 順島火力発電所更新計画 環境影響評価方法書」に対する意見書	
平成27年 月 日	
〒 -	
ご住所 _____	
ご氏名 _____	
連絡先 _____	
環境影響評価法第8条第1項の規定に基づき、環境の保全の見地からの意見を、次のとおり提出する。	
意見の項目	意見の内容及びその理由
<p>意見の項目の例 事業計画、環境全般、大気質、騒音・振動、水環境、動物・植物、景観、人と自然との触れ合い活動の場、廃棄物、その他</p> <p>【備考】</p> <p>1. 意見書：環境影響評価法施行規則第4条の規定により、氏名及び住所（法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）は必ずご記入願います。（日本語で記入をお願いします。） なお、1枚に記載しきれない場合は、複数枚ご使用ください。 その際は、意見書上の（No. ）にページをふり、2枚目以降にも氏名及び住所をご記入願います。</p> <p>2. 提出先：【平成27年 3月10日（火）から 4月23日（木）まで】 〒210-0868 川崎市川崎区扇島1番地1 JFEスチール株式会社 東日本製鉄所（京浜地区） 総務部 総務室宛</p> <p>3. 提出期限：平成27年 4月23日（木）【必着】</p> <p>【注】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ご記入いただいた個人情報、環境影響評価法に基づく手続きだけに使用し、他の目的に使用することはありません。 ・弊社では、個人情報保護の重要性を十分認識し、ご記入頂いた個人情報は、適正に取り扱うこととしております。なお、ご記入いただいた意見内容に限っては、公表する可能性がありますので、予めご了承ください。 	

第2章 環境影響評価方法書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要と

これに対する事業者の見解

「環境影響評価法」第8条第1項の規定に基づいて、事業者に対して意見書の提出により述べられた環境の保全の見地からの意見は7件であった。

「環境影響評価法」第9条及び「電気事業法」第46条の6第1項の規定に基づく、環境影響評価方法書についての意見の概要と事業者の見解は、次のとおりである。

なお、提出された意見については、原文のまま記載した。

環境影響評価方法書についての意見の概要と事業者の見解

1. 事業計画

	意見の概要	事業者の見解
1	<p>過去の歴史の反省の上に立つのなら、開発行為者(企業)は単に法令や規則を守っていればよいというものではない。深刻な公害と環境破壊、そして公害被害者を発生させたものとして、公害と環境負荷となる原因物質の排出については、限りなくゼロに近づけなければならない。</p>	<p>JFE 扇島火力発電所は、製鉄所内で発生する副生ガスを主燃料として有効利用し発電を行なっています。</p> <p>新1号機は、補助燃料として重油を使用しないため、硫黄酸化物が現状より低減できます。低NOx 燃焼器と排煙脱硝装置を採用するため、窒素酸化物が低減できます。また、燃料系統に湿式の電気集じん機を設置し、重油を使わないガス専焼とするため、ばいじんを低減できます。</p> <p>運転開始後も、各設備の適切な運転管理と維持管理を行ないます。</p> <p>以上のことから、今回の JFE 扇島火力発電所更新計画は大気環境負荷の低減につながるものと考えております。</p>
2	<p>余剰電力を売電することが、発電所更新の目的の一つと考えているのなら問題だ。もしそうなら、副生ガス・都市ガスを燃料とするのではなく自然エネルギーを用いて実施すべきである。</p>	<p>JFE 扇島火力発電所では、製鉄所で発生する副生ガスのうち製鉄所内の加熱炉などで使用した残余の副生ガスを有効利用しています。操業の状況によっては、電力を購入したり、余剰となる場面もありますが、発電した電力は、主に事業所内の電力として使用します。</p> <p>更新の目的は長年使用してきた発電設備の老朽化対策となっております。</p>

2. 大気質

	意見の概要	事業者の見解
3	<p>浮遊粒子状物質 (SPM) について、「ほとんど排出しない」として排出量も示していない。排出量と、これが環境に影響 (被害) していないことを示したうえで、評価項目選定の判断をすべきである。</p>	<p>浮遊粒子状物質のもととなる排煙中のばいじんについては、方法書 p2-16 (p17) に記載のとおり、燃料系統に湿式の電気集じん機を設置するため、$0.1\text{mg}/\text{m}^3_{\text{N}}$ 未満となり、既設の $30\text{mg}/\text{m}^3_{\text{N}}$ と比べて低いものとなっています。</p> <p>このように、ばいじんをほとんど排出しないことから環境影響評価項目に選定することは考えていません。</p>
4	<p>評価項目に、環境基準が定められている微小粒子状物質 (PM2.5) を、意図的に除外しているのであればとても容認できない。現状の大気汚染物質の中で、これがもっとも有力な公害健康被害原因物質と見られているからである。マニュアルとして確立されていない、というのは理由にならない。</p>	<p>新 1 号機は、PM2.5 の一次粒子 (ばいじん) をほとんど排出せず、PM2.5 の二次生成粒子の前駆物質となる硫黄酸化物や窒素酸化物の排出量も現状より大幅に低減する計画であることから環境影響評価項目に選定することは考えていません。</p>
5	<p>窒素酸化物 (二酸化窒素) の評価基準として、日平均値 0.06ppm の数値を使用していることも容認できない。同じ環境基準値の日平均値 0.04ppm を使用すべきである。何故なら、日平均値 0.06ppm の数値は科学的根拠がなく、県や市は目標として日平均値 0.04ppm (年平均値 0.02ppm) の達成を目指しているからだ。</p>	<p>環境基準は、「人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準」として定められていますので、環境影響評価にあたっては同基準を指標とすることで考えています。</p> <p>また、「環境基準は、現に得られる限りの科学的知見を基礎として定められているもの」と認識しています。</p> <p>なお、二酸化窒素の環境基準は、「1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm の範囲内又はそれ以下であること」であり、環境基準が達成されているかどうかの評価方法については、「二酸化窒素に係る環境基準の改定について」(昭和 53 年環大企第 262 号) において、「1 日平均値の年間 98% 値が 0.06ppm 以下の場合には環境基準が達成され、0.06ppm を超える場合には環境基準が達成されていないものと評価する。」と示されています。</p>

3. 水環境

意見の概要		事業者の見解
6	温暖化で海水温が上昇してきていることから、温排水の放出にあたっては基準の 7℃ にこだわらず、できるだけ温度を低下すべきである。	<p>復水器の冷却水については、新 1 号機の設計水温上昇値は既設 1 号機と同様に 7℃ で計画していますが、温排水による水温影響を低減するため、温排水量及び水温上昇値について今後さらに検討し、環境影響評価準備書に記載します。</p> <p>なお、新たに設置するガス圧縮機と付帯機器の冷却は、冷却塔による強制通風式冷却方式として、温排水量を増加させない計画です。</p>

4. その他

意見の概要		事業者の見解																															
7	大気汚染物質をはじめ、温室効果ガス(二酸化炭素)・温排水の排出量等の基礎データは、環境配慮計画書ないし環境影響評価方法書の段階で公表すべきであった。	<p>大気汚染物質の排出量は方法書 p2-16 (p17)、温排水(復水器冷却水量)の排水量は同 p2-17 (p18) に記載しています。(下表に抜粋します。)</p> <p>温室効果ガス(二酸化炭素)については、発電設備の詳細な諸元を確定後、環境影響評価準備書に記載します。</p> <table border="1" data-bbox="831 1272 1409 1697"> <thead> <tr> <th colspan="2">項目</th> <th>単位</th> <th>新 1 号機</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">硫黄 酸化物</td> <td>排出濃度</td> <td>ppm</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>排出量</td> <td>m³_N/h</td> <td>8.8</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">窒素 酸化物</td> <td>排出濃度</td> <td>ppm</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>排出量</td> <td>m³_N/h</td> <td>24.7</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ばい じん</td> <td>排出濃度</td> <td>mg/ m³_N</td> <td>0.1 未満</td> </tr> <tr> <td>排出量</td> <td>kg/h</td> <td>0.1 未満</td> </tr> <tr> <td colspan="2">温排水量 (復水器冷却水量)</td> <td>m³/s</td> <td>6.1</td> </tr> </tbody> </table>			項目		単位	新 1 号機	硫黄 酸化物	排出濃度	ppm	6	排出量	m ³ _N /h	8.8	窒素 酸化物	排出濃度	ppm	10	排出量	m ³ _N /h	24.7	ばい じん	排出濃度	mg/ m ³ _N	0.1 未満	排出量	kg/h	0.1 未満	温排水量 (復水器冷却水量)		m ³ /s	6.1
項目		単位	新 1 号機																														
硫黄 酸化物	排出濃度	ppm	6																														
	排出量	m ³ _N /h	8.8																														
窒素 酸化物	排出濃度	ppm	10																														
	排出量	m ³ _N /h	24.7																														
ばい じん	排出濃度	mg/ m ³ _N	0.1 未満																														
	排出量	kg/h	0.1 未満																														
温排水量 (復水器冷却水量)		m ³ /s	6.1																														